

第2節 公 印

○鹿児島県警察における公印に関する訓令

(昭和36.8.10
鹿児島県警察本部訓令17)

改正 前略…令和6.3訓令5

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めのあるものを除くほか鹿児島県警察における公印の保管、使用その他公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正(平成30.5訓令12)

(公印の定義)

第2条 この訓令で「公印」とは、職印、本部印、部課(科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校を含む。)印、警察署印、その他の印をいう。

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成7.3訓令4、8.3訓令9、30.5訓令12)

(公印の制式)

第3条 公印の制式は、別表のとおりとする。

本条…一部改正(平成30.5訓令12)

(公印の所管)

第4条 公印の総括的事務は、警務部総務課(以下「総務課」という。)が所管する。

本条…一部改正(昭和61.12訓令28)、全部改正(平成11.7訓令17)、一部改正(平成13.3訓令8、21.3訓令10、30.5訓令12)

(公印の管理等)

第5条 別表に掲げる保管所属の長を公印管理責任者(以下「管理責任者」という。)とし、理事官、副所長、副隊長、副校長、副署長又は次長若しくは幹部派出所長を公印保管責任者(以下「保管責任者」という。)とする。ただし、管理責任者は、保管責任者が不在の場合その他業務上特に必要があると認める場合は、警察本部にあっては課長補佐以上の職にある者、警察署にあっては課長又は課長代理の職にある者、幹部派出所にあっては幹部派出所長代理その他の者を保管責任者の代理者として指定することができる。

- 2 保管責任者及びその代理者は、管理責任者の命を受け、公印の保管、使用その他の関係事務を処理するものとする。
- 3 執務時間外にあっては、当番勤務責任者を保管責任者とすることができる。
- 4 公印は、常に専用の公印保管箱に収め、使用しないときは、施錠設備のある場所で厳重に保管しなければならない。
- 5 公印は、外部に持ち出してはならない。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、この限りでない。

本条…一部改正(平成6.4訓令9)、全部改正(平成11.7訓令17)、一部改正(平成13.10訓令39、30.5訓令12、令和5.5訓令26)

(公印の登録)

第6条 公印は、保管所属ごとに作成した公印登録簿(別記第1号様式)に、その印影を登録しなければならない。

なお、公印登録簿は、総務課において作成し、備え付けるものとする。

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成13.3訓令8、21.3訓令10、30.5訓令12)

(公印の作成及び改刻)

第7条 管理責任者は、公印を作成し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ公印作成(改刻)理由書(別記第2号様式)により警務部総務課長(以下「総務課長」という。)に申し出なければならない。

- 2 総務課長は、前項の申し出があった場合は、その理由を審査の上、必要があると認めたときは、公印を作成し、又は改刻してこれを交付するものとする。
- 3 総務課長は、前項の規定により公印を交付するときは、公印登録簿に当該公印の登録をしなければならない。

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成7.3訓令4、8.3訓令9、13.3訓令8、21.3訓令10、30.5訓令12)

(公印の廃止)

第8条 管理責任者は、公印を廃止したときは、直ちに公印廃止届(別記第3号様式)に公印を添えて、総務課長に届け出なければならない。

- 2 総務課長は、前項の届出を受理したときは、当該公印の登録を取り消さなければならない。

本条…一部改正(昭和61.12訓令28、平成13.3訓令8、21.3訓令10、30.5訓令12)

(旧公印の保存及び廃棄)

第9条 管理責任者は、改刻又は廃止により、不用となった公印(以下「旧公印」という。)は、前条に規定する公印廃止届とともに総務課長に引き継がなければならない。

ない。

- 2 総務課長は、前項の引継ぎを受けた旧公印を、次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、裁断又は焼却の方法により廃棄するとともに、公印登録簿にその状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 本部長印及び本部印は、改刻又は廃止の日から5年
- (2) 前号以外の公印は、改刻又は廃止の日から3年

本条…一部改正〔昭和61.12訓令28、平成13.3訓令8、21.3訓令10、30.5訓令12〕

(公印の使用)

第10条 公印を使用するときは、公印を押そうとする文書に、決裁文書その他の証拠書類を添え、保管責任者又はその代理者に提示して、その承認を受けなければならない。

- 2 公印は、公文書以外に使用してはならない。
- 3 第6条の規定により登録された以外の印章は、公文書に使用してはならない。
- 4 公文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において支障がないと認めるときは、総務課長の承認を得た上で、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

本条…一部改正〔平成11.7訓令17、13.10訓令39、30.5訓令12、令和6.3訓令5〕

(電子印)

第11条 電子計算機を利用して文書を作成する場合において、特に必要があると認められるときは、当該文書に電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。

- 2 電子計算機を利用して作成する文書に係る業務を主管する本部所属の長（以下「業務主管課長」という。）は、電子印を使用しようとするときは、電子印使用承認申請書（別記第4号様式）により、警務部長に申請しなければならない。
- 3 業務主管課長は、電子印の使用に当たっては、電子印の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 4 業務主管課長は、電子印を使用する必要がなくなったときは、速やかに電子印を消去するとともに、電子印使用廃止報告書（別記第5号様式）により警務部長に報告しなければならない。

本条…追加〔令和5.11訓令31〕

(公印の事故届)

第12条 管理責任者及び業務主管課長は、その保管する公印又は管理する電子印について、盗難、紛失、偽造等の事故が発生したときは、直ちに公印事故報告書（別記第6号様式）により、警察本部長に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成11.7訓令17、30.5訓令12、令和5.11訓令31〕

附 則

- 1 この訓令は、昭和36年8月10日から施行する。
- 2 鹿児島県警察本部処務規程（昭和30年鹿児島県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 3 鹿児島県警察署処務規程（昭和30年鹿児島県警察本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 4 この訓令施行の際、現に保管する公印は、この訓令に定める公印とみなす。

附 則 （昭和38.6.10訓令13）

- 1 この訓令は、昭和38年6月10日から施行し、昭和38年7月1日から適用する。
- 2 この訓令施行の際、現に使用しているものは、この訓令による改正後の鹿児島県警察における公印に関する訓令の規定にかかわらず、昭和38年8月31日までは、なお使用することができる。

附 則 （昭和40.1.16訓令1）

- 1 この訓令は、昭和40年1月16日から施行し、昭和39年11月1日から適用する。
- 2 この訓令施行の際、現に使用している附則別表に掲げる公印は、この訓令による改正後の鹿児島県警察における公印に関する訓令の規定にかかわらず、昭和40年2月28日までは、なお使用することができる。

附則別表

鹿児島県警察本部歳入徴収官印
鹿児島県警察本部支出官印
鹿児島県警察本部支出負担行為担当官印
鹿児島県警察本部債権管理官印
鹿児島県警察本部物品管理官印
鹿児島県警察契約担当官印

附 則 (昭和40.4.1訓令10)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42.2.15訓令5)

この訓令は、昭和42年2月15日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

附 則 (昭和43.6.20訓令12)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 (昭和43.7.18訓令16)

この訓令は、昭和43年6月3日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44.3.5訓令16)

- 1 この訓令は、昭和44年3月5日から施行し、昭和44年3月1日から適用する。ただし、鹿児島警察署および鹿児島南警察署に関する改正規定は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45.10.20訓令25)

この訓令は、昭和45年10月20日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則 (昭和46.2.10訓令4)

この訓令は、昭和46年2月10日から施行し、昭和46年2月1日から適用する。

附 則 (昭和47.5.4訓令16)

この訓令は、昭和47年5月4日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48.3.29訓令5)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48.4.5訓令8)

この訓令は、昭和48年4月5日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49.3.28訓令10)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51.6.3訓令8)

この訓令は、昭和51年6月3日から施行する。

附 則 (昭和55.3.19訓令7)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61.12.26訓令28)

この訓令は、昭和61年12月26日から施行する。

附 則 (昭和63.6.1訓令8)

この訓令は、昭和63年6月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成2.3.15訓令14)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6.4.1訓令9)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6.10.31訓令26)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7.3.6訓令4)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8.3.27訓令9)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11.7.1訓令17)

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成13.3.16訓令8)

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。ただし、第1条の別表第1の改正規定(交通機動隊川内分駐係、鹿屋分駐係に係る部分に限る。)及び第6条の改正規定は、平成13年3月28日から施行し、第1条の第13条の改正規定、別表第1の改正規定(相談広報課及びハイテク犯罪に係る部分に限る。)及び別表第3の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)並びに第3条の第12条及び第14条の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)並びに第4条の別表第2の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)及び別表第3の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)並びに第5条の別表第1の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13.10.31訓令39)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成17.7.7訓令17抄)

1 この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成19.8.31訓令28抄)

1 この訓令は、平成19年8月31日から施行する。

附 則 (平成21.3.30訓令10抄)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23.5.24訓令18)

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成30.5.31訓令12)

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和5.5.30訓令26)

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 (令和5.11.24訓令31)

この訓令は、令和5年12月14日から施行する。

附 則 (令和6.3.1訓令5抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。〔以下略〕